

茨城町第6次総合計画を諮問

～ 第1回茨城町総合計画審議会 ～

2月20日に第1回茨城町総合計画審議会が開催され、小林町長から委員の方々に対する辞令交付と栗原完次審議会会長への茨城町第6次総合計画の諮問が行われました。

この計画は、町の目指すべき将来像に向けて、町民とともにどのようなまちづくりを行うか、その方向性を示す「まちづくりの指針」となるものです。

今後、審議会における計画案の審議を経た後、町民の皆様へ計画案を公表し、その結果等を踏まえ、平成29年度中に計画策定します。

茨城町総合計画審議会委員

(順不同・敬称略)

茨城町議会議長	海老澤 忠	茨城町民生委員児童委員協議会会長	東ヶ崎 静 仁
茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長	田 家 勇 作	茨城大学教育学部教授	小 川 哲 哉
茨城町農業委員会会長	箭 原 和 敏	茨城大学工学部助教	一ノ瀬 彩
茨城町商工会会長	山 西 忠	常陽銀行長岡支店長	篠 原 賢 一
茨城町区長会会長	栗 原 完 次 (審議会会長)	全国認定農業者協議会会長	平 澤 協 一
茨城町教育長職務代理	萩 谷 元 男	茨城町商工会青年部長	松 野 聖 史
茨城町女性会連絡協議会会長	伊 藤 広 子	J A 水戸茨城支部女性部長	山 口 成 子 (審議会副会長)
茨城町交通安全母の会会長	山 口 美 知 子		

【問合せ先】 企画政策課 ☎ 029-215-8003 (直通)

平成29年工業統計調査を実施します

- 平成29年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願ひします。



工業統計キャラクター
コウちゃん

経済産業省・茨城県・茨城町企画政策課

茨城県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

平成29年度から後期高齢者医療保険料の軽減が変わります。

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行に当たり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

平成29年度は、均等割額及び所得割額の軽減判定と軽減割合に変更があります。

※下線部が変更点になります。

① 均等割額の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	
		平成28年度	平成29年度
9割	3,900円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (※その他各種所得がない場合)	変更なし
8.5割	5,900円	33万円以下の世帯	変更なし
5割	19,700円	33万円+「 26万5千円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯	33万円+「 27万円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割	31,600円	33万円+「 48万円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯	33万円+「 49万円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯

② 所得割額の軽減

〈平成28年度〉

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下)の場合は、所得割額が**5割軽減**されます。

〈平成29年度〉

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下)の場合は、所得割額が**2割軽減**されます。

③ 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

〈平成28年度〉

均等割額が**9割軽減**され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料：**3,900円**)

〈平成29年度〉

均等割額が**7割軽減**され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料：**11,800円**)

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213

注意！ 還付金等詐欺が急増しています！



役場職員を名乗って電話をかけてきます！

役場職員を名乗り、医療費や保険料・税金・年金などに還付金があり、お金が戻ってくる手続きがスーパー、ショッピングモール、コンビニなどに設置されているATMで出来ると説明してきます。

このような電話がかかってきた場合は、まず落ち着いて、ご家族または警察にご連絡して下さい。

- 役場ではATMを使って還付金を支払うことは絶対にありません。
- 相手が言った電話番号に絶対かけてはいけません。
- このような電話を受けたらまず役場などに事実の確認をしてください。

【問合せ先】 茨城県警 ニセ電話詐欺（オレオレ詐欺など）相談窓口 ☎ 029-301-0074

茨城町 保険課 ☎029-240-7113 (直通)

〃 税務課 ☎029-240-7104 (直通)